

参考（概要資料）

いじめ問題（いじめがなくなるしないこと）について

1 いじめを防ぎ、いじめられた人を守るための法律

「いじめ」とは何か、「いじめ」をしてはいけないことを決めた法律があります。

相手が「いやだ」と感じたら、それは「いじめ」にあたります。

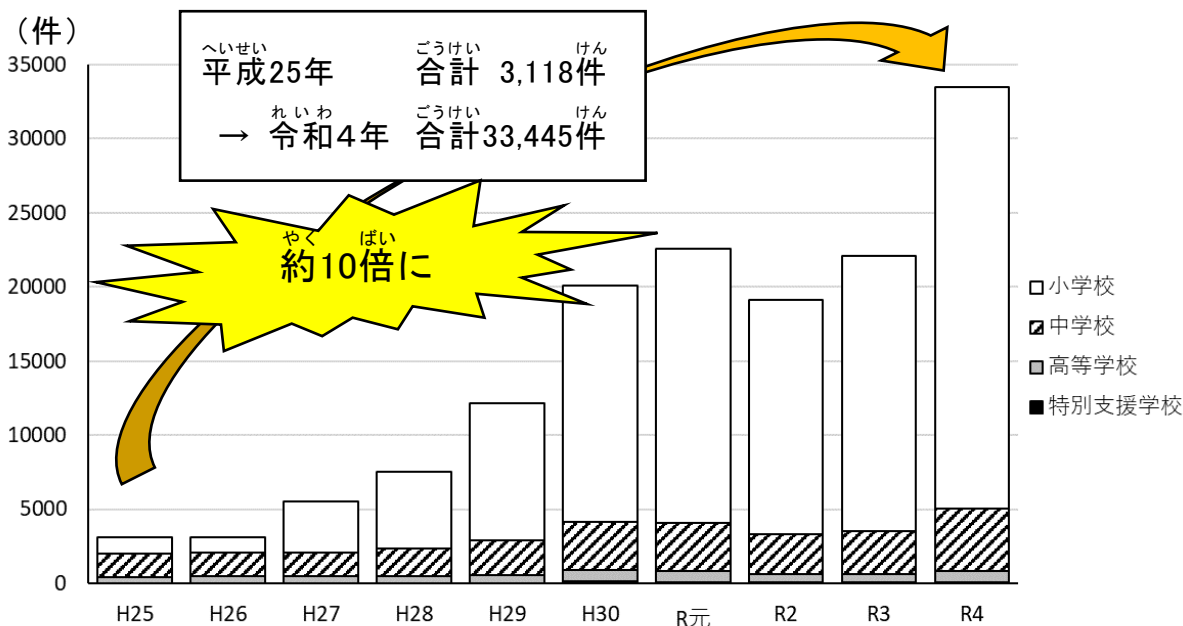
【いじめ防止対策推進法】

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して（中略）他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって（中略）心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 など

2 いじめの認知件数が増加

学校で「いじめ」の定義にあてはまる行為に気付いた件数（認知件数）は、この10年で約10倍に増えていて、先生たちが子どもの様子に気を配り、「いやだ」と感じる行為がないか、見つけようとしています。



3 誰でもいじめたり、いじめられたりする

国が行った調査では、調査対象の9割が、「仲間はずれ、無視、陰口」をした、されたという経験があることが分かっています。

【小中学生への6年間のいじめの追跡調査】	
「仲間はずれ、無視、陰口」を…	された経験がある … 9割
	した経験がある … 9割

4 いじめ問題の対応に北海道教育委員会がしていること

- よりよい学校の活動ができるよう、資料の作成や先生の研修を実施
- 子どもがいじめについて話し合う子ども会議の開催
- いじめアンケートや、いじめに対する学校の取組の調査
- 電話相談やスクールカウンセラーなど、相談できる環境づくり
- いじめの対応について、心理や福祉、医療の専門家を学校に派遣 など

5 みなさんに聞きたいこと

- あなたの学校に、学校いじめ防止基本方針（いじめへの対応のしかたや、いじめを起こさないようにするための取組を決めたもの）があることを、知っていますか？
- ほとんどの子どもが、「いじめ」をしたり、されたりしていると考えられます。
「いじめ」が起きないようにするためには、大人（先生、教育委員会の人、保護者や地域の人）や子どもは、どのようなことをすればよいと思いますか？
- そのほか、自由なご意見を聞かせてください。